

経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準

平成 27 年 3 月 23 日
総 務 第 232 号

[沿革] 平成 27 年 3 月 23 日付け総務第 232 号制定、平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正、令和 4 年 12 月 26 日付け出総第 270 号一部改正

1 趣旨

この基準は、条件付一般競争入札及び総合評価落札方式条件付一般競争入札において入札公告で定めるもののほか、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「資格等規程」という。）第 4 条第 2 項第 6 号に該当する者で、資格等規程第 6 条 1 項に規定する資格者である経常建設共同企業体（以下「経常 J V」という。）の入札参加資格等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 入札参加資格

(1) 登録業種・格付

入札公告に示す県営建設工事競争入札資格者名簿の業種及び格付に、経常 J V として登録されている者であること。

(2) 営業所の所在地

入札公告に示す区域に建設業法に基づく主たる営業所を有することとしている場合は、当該区域に代表者が主たる営業所を有すること。

(3) 企業の施工実績

入札公告において、企業の施工実績を有することとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該施工実績を有していること。

(4) 主任技術者又は監理技術者

ア 主任技術者又は監理技術者の配置は次のとおりとする。

(ア) 請負代金額 4,000 万円未満の場合は、構成員全てが主任技術者を工事現場に配置すること。

(イ) 請負代金額 4,000 万円以上 12,000 万円未満の場合は、構成員のうち 1 者が主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置することで、残りの構成員は、主任技術者又は監理技術者を工事現場に兼任で配置することができることとし、専任での配置は要しない。

(ウ) 請負代金額 12,000 万円以上の場合は、構成員全てが主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置すること。

※なお、「請負代金額 4,000 万円」、「請負代金額 12,000 万円」については、建築一式工事の場合は「請負代金額 8,000 万円」、「請負代金額 24,000 万円」と読み替える。

イ 入札公告において、資格を有すること（例：1 級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。）としている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者の全てが資格を有すること。

ウ 入札公告において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有することとしている場合は、監理技術者として配置する者が資格を有すること。また、特定建設業の許可を有している構成員が配置すること。

エ 入札公告において、施工経験を有することとしている場合は、配置する主任技術者又は監理技術者のうち 1 人が入札公告に示す要件を満たすこと。

オ 入札公告において示している雇用の状況については、経常 J V の構成員全てが満たすこと。

(5) 特定建設業の許可

入札公告において、特定建設業の許可を有していることとしている場合は、経常 J V の構成員のうち 1 者が当該許可を有していること。

3 開札後の資格審査における取扱い

「条件付一般競争入札〔共通事項〕」（総合評価落札方式の場合は「総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」）の 6 の（1）に基づき提出する入札参加資格確認調書（様式第 9 号）は、構成員ごとに

作成のうえ提出すること。

4 配置技術者の増員について

予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって入札した経常JVと契約する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、入札公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）を、構成員のうち1者から1人を専任で配置すること。なお、増員配置技術者が現場代理人を兼務することは認めない。

附 則（平成27年3月23日付け総務第232号）

この基準は、平成27年4月1日以降に公告を行う工事から適用する。

附 則（平成29年3月29日付け総務第204号）

この基準は、平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和4年12月26日付け出総第270号）

この基準は、令和5年1月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。